

八幡浜市若年移住者家賃補助事業に関する要綱

〔令和4年4月25日〕
〔要綱第53号〕

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 若年移住者家賃補助事業（第2条―第9条）

第3章 若年移住者家賃補助金（第10条―第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、八幡浜市若年移住者家賃補助事業の実施に関する基本的事項について定めるとともに、八幡浜市若年移住者家賃補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内において八幡浜市若年移住者家賃補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し定めることを目的とする。

第2章 若年移住者家賃補助事業

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 若年移住者家賃補助事業 若年層の移住者の増加を促進し、活力ある地域社会を実現することを目的とし、新たに南予地域以外の地から転入し、市内の民間賃貸住宅を契約した若年・子育て世帯を対象に、住宅の賃借に要する家賃の一部を補助する事業をいう。
- (2) 南予地域 八幡浜市（以下「市」という。）、大洲市、西予市及び宇和島市並びに伊方町、内子町、松野町、鬼北町及び愛南町の9市町をいう。
- (3) 若年・子育て世帯 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）が市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により作成する市の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記載され、かつ、生活の本拠があるもののうち、次のいずれかに該当する世帯をいう。

- ア 子育て世帯 中学校卒業前の子と同居し、その子を扶養している世帯
 - イ 若年夫婦世帯 夫婦のいずれかが満35歳未満の世帯
 - ウ 若年世帯 満30歳未満の単身者のみの世帯
- (4) 民間賃貸住宅 申請者が居住の用に供するために、建物の所有者との間で賃貸借契約を締結した市内の住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- ア 公営住宅
 - イ 社宅、官舎、寮等の住宅
 - ウ 所有者が申請者の3親等以内の親族である住宅
- (5) 家賃 前号に規定する賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費、管理費、駐車場使用料その他の住居以外の費用を含む場合は、これらの費用を除く。）をいう。ただし、入居期間が1月に満たない日割りによる家賃は含まない。
- (6) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給し、又は負担する民間賃貸住宅に係る手当等の月額をいう。
- (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第7条第1項の規定による受給資格認定を申請する日において、市への転入日から6月以内であり、若年・子育て世帯に該当すること。
- (2) 民間賃貸住宅の賃貸借契約における賃借人名義となっている者であること。
- (3) 令和4年1月1日以降に転入した者で、市に転入前、3年以上（通学していたことを卒業証明書等により証明できる場合は、2年程度）継続して南予地域以外の地に居住していたものであること。
- (4) 市に5年以上定住することを誓約できる者であること。
- (5) 就業していることを証明できる者、又は個人事業者若しくは法人の代表者等であることを確認できる者であること。ただし、農業又は漁業に従事する者を除く。
- (6) 国又は地方公共団体の職員（会計年度任用職員を含む。）でないこと。
- (7) 補助対象者の世帯全員が、前住所地を含めた市区町村民税の滞納がないこと。

- (8) 家賃を滞納していないこと。
- (9) 民間賃貸住宅を居住以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又は当該住宅の使用権を他者へ譲渡していないこと。
- (10) 補助対象者の世帯全員が、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (11) 補助対象者の世帯全員が、八幡浜市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等でないこと。
- (12) 市が実施する施策に関する調査等に協力する意思を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 企業等の人事異動、就学等による転入であり、市の区域内に定住しないことが明らかな場合
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合
- (3) その他市長が補助金の交付対象として不相当と認める場合
（補助対象住宅）

第4条 補助金の交付を受けることができる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、民間賃貸住宅とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、居住している民間賃貸住宅に係る月額の家賃（共益費、管理費、駐車場代等を除く。）から、住宅手当を除いた額とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、1月につき、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 子育て世帯 15,000円
- (2) 若年夫婦世帯 10,000円
- (3) 若年世帯 10,000円

2 前項各号に規定する補助対象者の区分に変更すべき事実が生じたときは、当該変更後におけるこれらの規定は、当該変更が生じた日の属する月の翌月（当

該日が月の初日であるときは、その日の属する月) から適用する。ただし、補助金の額が増加する場合にあっては、変更の認定を受けた月の家賃から適用する。

- 3 補助対象者に該当しなくなったときは、当該該当しなくなった日の属する月の翌月（当該日が月の初日であるときは、その日の属する月）をもって補助金の交付を終了する。

（受給資格認定）

第7条 申請者は、転入した日から6月以内に、八幡浜市若年移住者家賃補助金受給資格認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第1号別紙1）
- (2) 世帯員全員の住民票の写し（続柄が記載されたもの）
- (3) 転入前住所地の住民票又は戸籍の附票（転入前3年分の居住地が分かる資料）（学生の場合にあっては、必要に応じて卒業証明書等（転入前2年分の通学が分かる資料））
- (4) 転入前住所地の市区町村民税の納税証明書
- (5) 補助対象住宅の賃貸借契約書の写し
- (6) 雇用・住宅手当支給証明書（様式第1号別紙2）又は個人事業の開業等届出書の写し若しくは登記事項証明書等その他の法人の設立及び代表者が確認できる公的資料の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにこれを審査し、受給資格認定を決定し、又は却下したときは、八幡浜市若年移住者家賃補助金受給資格認定（決定・却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（受給資格内容の変更等）

第8条 前条の規定により受給資格認定を受けた者（以下「受給資格認定者」という。）は、当該受給資格の内容を変更し、又は取下げをしようとするときは、八幡浜市若年移住者家賃補助金受給資格認定変更等申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかにこれを審査し、当該者に係る受給資格認定の内容を変更し、又は受給資格認定の決定を取り消

したときは、八幡浜市若年移住者家賃補助金受給資格認定変更等決定通知書（様式第4号）により、受給資格認定者に通知する。

（補助対象期間）

第9条 補助金の交付対象期間（以下「補助対象期間」という。）は、受給資格認定のあった日の属する月以後において、家賃の支払を開始した月から24か月以内とする。

2 補助対象期間において受給資格認定の内容に変更があった場合でも、期間の延長は行わない。

第3章 若年移住者家賃補助金

（補助金の実績報告）

第10条 受給資格認定者のうち、補助金の交付を受けようとするものは、八幡浜市若年移住者家賃補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 家賃の支払を証する書類の写し
- (2) 市区町村民税に滞納がないことの証明（世帯全員）
- (3) 雇用・住宅手当支給証明書（様式第1号別紙2）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める期限までに提出しなければならない。ただし、補助対象者に該当しなくなった場合は、当該該当しなくなった日の属する月の末日を期限とする。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により報告された書類等を審査し、必要に応じて聞き取り等を行い、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、八幡浜市若年移住者家賃補助金額確定通知書（様式第6号）により受給資格認定者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた受給資格認定者は、速やかに八幡浜市若年移住者家賃補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を請求されたときは、速やか

に補助金を交付する。

(受給資格認定の取消し等)

第14条 市長は、受給資格認定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に係る受給資格認定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 受給資格認定後、補助対象者に該当しないと認めたとき。
- (3) 必要書類を定められた期限内に提出しないとき。
- (4) 補助対象住宅の契約者の名義を変更したとき。
- (5) 補助対象期間中に市外に転出したとき。この場合にあつては、転出時点で受給資格認定を取り消し、転出前の補助金が残る場合についても、その受給資格を喪失する。
- (6) 受給資格認定の取下げの申請があったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により受給資格認定を取り消した場合で、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 前2項の規定により補助金の受給資格認定を取り消したことに起因する、受給資格認定者に生じた損害については、市長は、その賠償の責めを負わない。

第4章 雑則

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、若年移住者家賃補助事業の実施及び補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和4年度の事業は、令和4年4月1日から実施し、同年1月1日以降に転入した者から適用する。ただし、第3章の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(受給資格認定申請の特例)

2 令和4年1月1日から同年6月30日までの間に転入した補助対象者に係る受給資格認定の申請については、第3条及び第7条第1項の規定にかかわらず、

同年12月28日までに行わなければならない。

(実績報告の特例)

- 3 令和4年度分に交付すべき補助金の交付に係る申請については、別表の規定にかかわらず、令和5年4月30日までに行わなければならない。

別表（第10条関係）

区分	提出期限
前期 5月から10月までの間に係る家賃の補助申請	10月31日
後期 11月から4月までの間に係る家賃の補助申請	4月30日

年 月 日

八幡浜市長 様

八幡浜市若年移住者家賃補助金 受給資格認定申請書

次のとおり八幡浜市若年移住者家賃補助金の交付を受けたいので、八幡浜市若年移住者家賃補助事業に関する要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて受給資格認定を申請します。

1 申請者 (補助対象者)	住 所				
	氏 名	(フリガナ:)			
	生 年 月 日	年	月	日	(歳)
	電 話	()	-		
	メ ー ル				
	転 入	(前住所地) (前住所地居住期間) 年 月 ~ 年 月 (転入年月日) 年 月 日			
	勤 務 先	(勤務先) (住 所)			
	世帯の状況 (申請者を除く全員を記入)	世帯員氏名	続柄	生年月日	年齢
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
2 住宅賃貸借契約	種 類 :	<input type="checkbox"/> アパート・マンション <input type="checkbox"/> 一戸建て借家 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	月 額 家 賃 :	_____円① (共益費、管理費、駐車場代等を除く)			
	住 宅 手 当 :	_____円② ※勤務先から住宅手当支給がある人			
	補 助 対 象 額 :	_____円③ (①月額家賃 - ②住宅手当)			
	賃 貸 借 契 約 日 :	年	月	日	

(裏)

八幡浜市若年移住者家賃補助事業のため、申請書に記載された情報を関係部署で共有すること及び補助金交付の審査のため、八幡浜市の職員が次の公簿等を閲覧すること又は確認することを承諾します。

- (1) 住民基本台帳
- (2) 納税状況
- (3) 市の他の制度の活用状況

年 月 日

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印

添付書類

- (1) 誓約書（様式第1号別紙1）
- (2) 世帯員全員の住民票の写し（続柄が記載されたもの）
- (3) 転入前住所地の住民票又は戸籍の附票（転入前3年分の居住地が分かる資料）、学生の場合にあっては、必要に応じて卒業証明書等（転入前2年分の通学が分かる資料）
- (4) 転入前住所地の市区町村民税の納税証明書
- (5) 補助対象住宅の賃貸借契約書の写し
- (6) 雇用・住宅手当支給証明書（様式第1号別紙2）、又は個人事業の開業等届出書の写し、若しくは登記事項証明書等その他の法人の設立及び代表者が確認できる公的資料の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第1号別紙1（第7条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住所

氏名

誓 約 書

八幡浜市若年移住者家賃補助金の申請に当たり、下記の事項について、相違ないことを誓約します。

- (1) 申請時において、八幡浜市若年移住者家賃補助事業に関する要綱第3条第1項に掲げる要件に該当していること。
- (2) 受給資格認定後の事情の変更により、八幡浜市若年移住者家賃補助事業に関する要綱第3条第1項の要件のいずれかを変更、又は該当しなくなった場合は、直ちに八幡浜市に申し出ること。
- (3) 八幡浜市への定住を目的に転入したものであり、市に転入した日から起算して5年を経過するまでの間、住民登録をし、及び生活の本拠を有すること。
- (4) 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (5) 世帯全員、市区町村民税等及び家賃の滞納がないこと。
- (6) 世帯全員、過去にこの補助金を受給してないこと。
- (7) 公営住宅や社宅、3親等内の親族所有の住宅ではないこと。
- (8) 暴力団員等でなく、この補助金により暴力団員等に利益を供与しないこと。
- (9) 八幡浜市が実施する移住定住関係施策に関する調査等に協力すること。
- (10) 上記事項（(9)を除く。）に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消されることに同意し、及び交付を受けた補助金を返還すること。

様式第1号別紙2（第7条、第10条関係）

雇用・住宅手当支給 証明書

年 月 日

八幡浜市長 様

事業所所在地

事業者名

代表者名 印

電話番号

次のとおり雇用契約をしていること、住宅手当の支給の有無について証明します。

氏 名			
住 所			
雇用年月日			
雇用期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ※雇用期間が終了した場合のみ、終了日を記載してください。		
雇用形態	<input type="checkbox"/> 雇用期間の定めのない労働者 <input type="checkbox"/> 雇用期間の定めのある労働者だが、1年以上契約する可能性があり、所定労働時間は、雇用期間の定めのない労働者と同じである。		
<input type="checkbox"/> 会社都合の転勤等による転入ではないことを証明します。			
住宅手当の 支給の有無	有 ・ 無	住宅手当の 支給額（月額）	円

様式第2号（第7条関係）

八幡浜市若年移住者家賃補助金 受給資格認定 決定 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長

年 月 日付で申請のあった八幡浜市若年移住者家賃補助金の受給資格

と お り 決 定
認定について、次の したので通知します。
理由により申請を却下

決定	補助対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	補助金額	月額 円
	補助対象住宅	
	認定条件	1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付による認定申請書記載のとおりとする。 2 八幡浜市若年移住者家賃補助事業に関する要綱の規定を 順守すること。
却下	理由	

様式第3号（第8条関係）

八幡浜市若年移住者家賃補助金 受給資格認定変更等申請書

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

メー ル

年 月 日付で受けた八幡浜市若年移住者家賃補助金の受給資格認定について、下記のとおり（変更・取下げ）したいので、八幡浜市若年移住者家賃補助事業に関する要綱第8条の規定により申請します。

記

変更・取下げの内容	
変更を必要とする理由 (変更の場合のみ)	

添付書類

- (1) 変更の内容が分かる書類の写し（住宅の賃貸借契約書の写し、住民票等）
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

八幡浜市若年移住者家賃補助金 受給資格認定変更等決定通知書

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長

年 月 日付で受給資格認定の変更等申請のあった八幡浜市若年移住者家賃補助金について、下記のとおり受給資格認定の内容の（変更・取消し）をしたので、八幡浜市若年移住者家賃補助事業に関する要綱第8条の規定により通知します。

記

1 変更

(1) 補助金額

(変更前) 円

(変更後) 円

(2) 補助対象住宅

(変更前)

(変更後)

(3) 補助対象区分等

2 取消し

(取消理由)

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住所
氏名
電話
メール

八幡浜市若年移住者家賃補助金 実績報告書

八幡浜市若年移住者家賃補助金について、家賃等の支払いが完了したので、八幡浜市若年移住者家賃補助事業に関する要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 受給資格認定年月日・番号	
2 家賃の支払実績額	円 (年 月 ~ 年 月分)

添付書類

- (1) 家賃の支払を証する書類の写し
- (2) 市区町村民税に滞納がないことの証明（世帯全員）
- (3) 雇用・住宅手当支給証明書（様式第1号別紙2）
- (4) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長

八幡浜市若年移住者家賃補助金額 確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった八幡浜市若年移住者家賃補助金について、下記のとおり補助金の額が確定したので、八幡浜市若年移住者家賃補助事業に関する要綱第11条の規定により通知します。

記

1 受給資格認定年月日・番号	
2 家賃の支払実績額	円
3 補助金の確定額	円

年 月 日

八幡浜市長 様

住所
請求者 氏名 ⑩
電話
メール

八幡浜市若年移住者家賃補助金 交付請求書

年 月 日付け 第 号で通知のあった八幡浜市若年移住者家賃補助金について、八幡浜市若年移住者家賃補助事業に関する要綱第12条の規定により、請求します。

記

1 補助金の交付請求額	請求額	円
2 補助金の振込先	金融機関名	支店
	口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人	

備考 口座名義人は、受給資格認定者（請求者）と同一の者とする。ゆうちょ銀行の場合、記号番号は不要です。